

I 計画の策定にあたって

1 計画策定の目的

この墨田区障害福祉計画【第3期】（以下「本計画」といいます。）は、障害者自立支援法に基づき、次の事項を定めることを目的として策定するものです。

- ① 各年度における障害福祉サービス又は相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- ② 障害福祉サービス又は相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保の方策
- ③ 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- ④ その他障害福祉サービス、相談支援及び区市町村の地域生活支援事業の提供体制の確保に関し必要な事項

策定に当たっては、第1期及び第2期の計画に引き続き、障害者を取り巻く環境の変化と今までの計画の実績を勘案しています。

2 計画期間

本計画は、平成24年度から平成26年度までの3年間を計画期間としています。

計画名	今までの計画期間
墨田区障害福祉計画【第1期】	平成18年度から平成20年度
墨田区障害福祉計画【第2期】	平成21年度から平成23年度



身体障害者



知的障害者

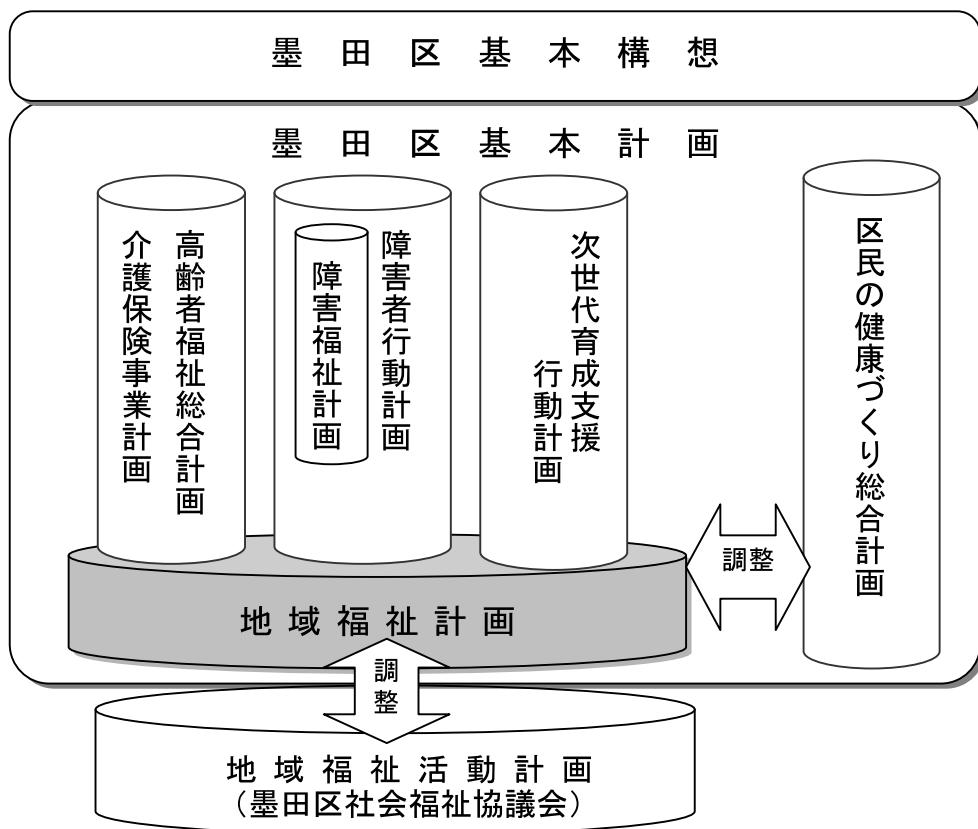


精神障害者

3 計画の性格と位置づけ

本計画は、区のめざすべき将来像を掲げる「墨田区基本構想」に基づく「墨田区基本計画」、そして区の福祉分野に共通した事項に係る計画を定めた「墨田区地域福祉計画」との整合性を保ちつつ他の関連個別計画との調和を図って策定しています。

また、本計画は、障害者基本法に基づく区における障害者施策に関する基本的な計画としての性格を有している「墨田区障害者行動計画」の一部を担うものであり、同行動計画が障害者自立支援法に基づく施策を含めた、区の障害者施策全体の計画を定めているのに対し、本計画は、障害者自立支援法に基づく施策について定めた計画となっています。



4 計画の策定方法

本計画は、障害者団体、障害福祉関係事業者、特別支援学校、区関係職員等で構成される「墨田区地域自立支援協議会」において、協議・検討をおこなうとともに、区内における障害者団体等の代表者等を含む「墨田区障害者施策推進協議会」及び庁内の検討組織である「墨田区地域福祉計画推進本部」と連携・調整を図りながら策定しています。

また、策定にあたっては、国の「基本指針」において、障害福祉計画の作成の基本となる理念、サービス見込量の算定の考え方、計画的な基盤整備を進めるための取り組みなどが定められています。その他に、区として障害者団体との意見交換やパブリックコメント等を実施し、障害者をはじめとする区民の意見を計画に反映させるための取り組みをしています。

5 障害者自立支援法によるサービスの体系

障害者自立支援法では、障害の種別（身体障害・知的障害・精神障害）にかかわらず、利用者のニーズや障害の程度に応じたサービスが利用できるようサービスの体系が整理されています。サービスは障害程度や配慮する事項（社会活動や介護者、居住等の状況など）をふまえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と、区市町村の創意工夫により、利用者の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に分類されます。

(1) 障害福祉サービスの種類

障害福祉サービス 介護給付

事業名	内容
居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	常時介護を必要とする重度の肢体不自由者に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援など総合的に行います。
行動援護	自己判断力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援を行います。
同行援護	移動に困難を有する視覚障害に、外出時に移動に必要な情報提供や移動の援護等を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等、複数のサービスを包括的に行います。
児童デイサービス	障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練を行います。※平成24年度から児童福祉法事業に移行
短期入所（ショートステイ）	在宅で、介護する人が病気になったときなどに短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
生活介護	常時介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動や生産活動を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
施設入所支援（障害者支援施設での夜間ケア等）	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
共同生活介護（ケアホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
相談支援	支給決定を受ける際に、サービス利用計画を作成し、適切な利用ができるよう支援します。

障害福祉サービス 訓練等給付

自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上に必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労希望者に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（A型・B型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

障害福祉サービスは、介護の支援を受ける「介護給付」、訓練等の支援を受ける「訓練等給付」に位置づけられ、それぞれ、利用のプロセスが異なります。

※ 利用のプロセスについては、50 ページの「資料2 支給決定の流れ」で説明を行っています。

自立支援医療

自立支援医療は、心身の障害を除去・軽減するための医療である公費負担医療（精神通院医療、更生医療、育成医療）です。

《 対象となる主な障害と治療例 》

(1) 精神通院医療 精神疾患→精神薬、精神科デイケア等

(2) 更生医療、育成医療

ア 肢体不自由・・・ 関節拘縮→人工関節置換術

イ 視覚障害・・・ 白内障→水晶体摘出術

ウ 内部障害・・・ 心臓機能障害→弁置換術、ペースメーカー埋込術
腎臓機能障害→腎移植、人工透析 など。

補装具費支給制度・日常生活用具給付等事業

(1) 補装具費支給制度

障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ長期間にわたり継続して使用されるもの等の購入費用を支給します。（例：義肢、装具、車いす等）

(2) 日常生活用具給付等事業（地域生活支援事業）

日常生活上の便宜を図るための用具等の給付又は貸与

（例：点字器、歩行補助つえ、ストマ用装具等）

(2) 地域生活支援事業

地域生活支援事業

地域活動支援センター	創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です。
移動支援	円滑に外出ができるよう、移動を支援します。
コミュニケーション支援	手話通訳や要約筆記など、コミュニケーションを支援します。

(3) 利用者負担の基本的な仕組み

利用者負担は、サービス量に応じた負担を原則として、所得に応じた負担からなる仕組みになっています。なお、平成24年4月から収入に応じた負担（応能負担）を原則とする制度に改正される予定です。

区分	世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得1	区民税非課税世帯 ^(注1)	0円
一般1	区民税課税世帯（所得割16万円 ^(注2) 未満） ＜障害児の場合は28万円未満＞ ※入所施設利用者（20歳以上）グループホーム・ケアホーム利用者を除く ^(注3) 。	9,300円 ※障害児の場合 4,600円
一般2	区民税課税世帯（一般1に該当する方を除く）	37,200円

（注1）3人世帯で障害者基礎年金1級受給の場合、収入が概ね300万円以下の世帯が対象となります。

（注2）収入が概ね600万円以下の世帯が対象になります。

（注3）入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム、ケアホーム利用者は、区民税課税世帯の場合、「一般2」となります。

（注4）所得を判断する際の世帯の範囲は、18歳以上の障害者であれば、原則、障害のある方とその配偶者となります。

利用者負担には、国の制度として、定率負担、食費や光熱水費など実費負担のそれぞれに、低所得の方に配慮した軽減策が実施されており、あわせて東京都や墨田区独自の利用者負担軽減策も講じられています。

※ 軽減策については、51ページの「資料3 利用者負担に関する配慮措置」で説明を行っています。

